

第2期高崎市中心市街地活性化基本計画

平成 26 年 4 月

(平成 26 年 3 月 28 日認定)

(平成 27 年 3 月 27 日変更)

(平成 28 年 3 月 15 日変更)

(平成 28 年 11 月 29 日変更)

(平成 29 年 3 月 24 日変更)

(平成 29 年 11 月 28 日変更)

(平成 31 年 3 月 18 日変更)

高崎市

目 次

基本計画の名称	1
策定主体	1
計画期間	1
1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1]高崎市の概要	1
[2]中心市街地の概況	2
(1)中心市街地の概要	2
(2)活発な文化活動と公共公益施設の集積	2
(3)居住人口の増加	2
(4)中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況の分析とその有効活用の方法の検討	3
(5)地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	7
(6)市民ニーズの把握	32
[3]中心市街地の特性分析	42
[4]上位計画における中心市街地活性化の位置付け	44
[5]第1期基本計画の進捗状況と事業効果の検証	45
(1)進捗状況	45
(2)事業効果の検証	49
(3)中心市街地の今後の課題	51
[6]中心市街地活性化の基本方針	53
(1)中心市街地活性化の戦略方針	53
(2)中心市街地活性化の基本方針	57
2 中心市街地の位置及び区域	58
[1]位置	58
[2]区域	59
[3]中心市街地要件に適合していることの説明	60
3 中心市街地活性化の目標	65
[1]中心市街地活性化の基本理念・目標	65
[2]評価指標と数値目標の設定	67
(1)「市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できるまち」を評価する指標と数値目標	68
(2)「高い集客力を生かした経済活力にあふれるまち」を評価する指標と数値目標	76
(3)「音楽を中心とした“高崎文化”を創造・発信するまち」を評価する指標と数値目標	85
(4)数値目標のまとめ	90
4 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	91

[1]市街地の整備改善の必要性	91
[2]具体的事業の内容	92
(1)法に定める特別の措置に関連する事業	92
(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	92
(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	95
(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	95
(4)国の支援措置のないその他の事業	96
5 都市福利施設を整備する事業に関する事項	98
[1]都市福利施設の整備の必要性	98
[2]具体的事業の内容	99
(1)法に定める特別の措置に関連する事業	99
(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	99
(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	100
(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	100
(4)国の支援措置のないその他の事業	100
6 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	101
[1]街なか居住の推進の必要性	101
[2]具体的事業の内容	102
(1)法に定める特別の措置に関連する事業	102
(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	102
(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	102
(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	103
(4)国の支援措置のないその他の事業	103
7 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	104
[1]経済活力の向上の必要性	104
[2]具体的事業の内容	105
(1)法に定める特別の措置に関連する事業	105
(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	105
(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	114
(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	115
(4)国の支援措置のないその他の事業	116
8 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	121
[1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	121
[2]具体的事業の内容	122

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業	122
(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業	122
(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	122
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	122
(4) 国の支援措置のないその他の事業	123
9 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	125
(1) 市町村の推進体制の整備等	125
(2) 市議会における中心市街地活性化に関する審議の内容	126
(3) 第2期基本計画素案の市民への広報等	126
(4) フォローアップ体制	126
(5) 中心市街地活性化協議会に関する事項	127
(6) 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	131
10 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	133
(1) 都市機能の集積の促進の考え方	133
(2) 都市計画手法の活用	133
(3) 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	135
(4) 都市機能の集積のための事業等	137
11 その他中心市街地の活性化のために必要な事項	138
(1) 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	138
(2) 関連計画等との調和	138
12 認定基準に適合していることの説明	140